

「ハイパースムーズ東京」については令和2年度で終了し、令和3年度からは「ITS等を活用した集中的な渋滞対策」として単年度で渋滞対策を実施



令和3年6月から、未対策の主要渋滞箇所127箇所に対する渋滞分析調査を実施



これまで「ハイパースムーズ東京」として取り組んできた、いわゆるソフト対策による対応が可能な候補地は非常に限られていることが判明



今後の渋滞対策の方向性についての検討が必要

2 今後の渋滞対策の方向性について（案）

- 現体制により、対策可能な主要渋滞箇所に対する取組を実施
- **令和6年度以降**、主要渋滞箇所への対策から**普及啓発活動へ移行**
- 渋滞対策として各局で必要な対策は各局において継続実施 ➡（例：信号制御の高度化
客待ちタクシー対策等）
- **当面の間、普及啓発活動を渋滞対策の主軸**として**各局と相互に連携**
 - 生活文化スポーツ局は、引き続き普及啓発を担うとともに、渋滞状況等各局情報共有のハブとなるための仕組みを構築
 - 行動変容を促すための効果的な広報活動
 - 現体制終了に伴う体制の整備

年 度	令和4年度	令和5年度
	ITS等を活用した集中的な渋滞対策	
警 視 庁	【未対策の主要需要渋滞箇所に対する交差点対策】 ・ 信号制御の高度化・最適化 ・ 交通情報板の整備 ・ 赤系舗装 など	
建 設 局		
都市整備局	【周辺対策】 ・ タクシー客待ち渋滞対策 ・ 荷捌き駐車場対策	
生活文化スポーツ局	【普及啓発】 ・ 効果的な広報啓発活動	
	・ 渋滞情報の共有に関する制度構築 ・ 現体制終了に伴う体制整備	

3 検討が必要な事項

- 令和5年度予算要求に関する調整

令和5年度対策箇所の選定等

- 予算執行委任の終了による課題（令和6年度以降）

例：対策した設置物の維持・管理

〔 赤系舗装や立看板の修繕・撤去に関する費用の負担
平成13年度以降（スムーズ東京21以降）の対策での設置物の扱い 〕

- 東京都渋滞対策推進会議のあり方（令和6年度以降）

- ・ 推進会議の役割
- ・ 会議体の運営体制や方法

令和6年度の事業計画も見据えつつ、本年度中に方向性を得る